

① 三河多ト株式會社 (七二一七六)

設立地、愛知縣海部郡田子町大字豊三島一丁目
労働者、男一五五名

五五名

徳川

東田 経信通

役員定花井三平 社長 役員、購買部、丸毎ノ利用シ
以テ之於ノ主錢物少ク詐取シ尚取進購買以テ取進
本購買部ノ果利得利以テ之ニカク取進シトノ校主ノナリ
之ニ下判以テ之ノ作由ノ行控スチトノ以テ之協濟ノ
際上田徳次郎、以テ之ニ対テ、以テ之暴走ヲ吐キ有テ同
憤慨シ花井、上田、向花ヲ會社ニ對シ解社トシテ要求セシ
此等ノ事件、労働者同ノ向致ニシテ會社ノ更知有テ、以テ
之ニ對シテ之ニ對シテ之ノ労働者ノ更知有テ、以テ之

本會ニ對シテ提出ス

1. 上田花井ノ解社ニ付
2. 花井三平ノ解社ニ付
3. 花井ノ十二時日始メテ十時迄ニシテ
4. 日始ニ刻上ノ要スル
5. 六年三回ノ定額果得ノ定額ニシテ
6. 初提子金制五ノ付向ニシテ
7. 提率四割ノ臨時休業ノ金ナクテ
8. 毎月労働者金五ノ提前向ノ支払ニシテ
9. 健康保険金ノ金控會社負担トシテ

和 田 氏

本會ニ對シテ之ノ提出スル事件、之ノ提向ノ向致シテ提率四割ノ要
求スル等、之ノ提率四割ノ提率、之ノ提率四割ノ提率、之ノ提率四割ノ提率